

## 豊中市立体育施設に設置する防犯カメラの管理及び運営に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため、豊中市立体育施設（以下「体育施設」という。）に設置する防犯カメラの管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の未然防止と犯罪発生時の迅速な対応等のため体育施設に設置する記録装置を備えた監視カメラをいう。
- (2) 画像データ 防犯カメラによって撮影された映像を記録したものをいう。

(設置)

**第3条** 防犯カメラの設置施設、作動時間、台数及び撮影範囲は別に定める。

- 2 防犯カメラを設置する箇所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者を表示するものとする。
- 3 画像データは、撮影された個人が特定されることがあるため、保有個人情報に該当するものとして、個人情報の保護に関する法律に基づく取扱いをしなければならない。

(管理責任者)

**第4条** 防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、都市活力部スポーツ振興課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像データを適正に管理し、防犯カメラの設置目的以外の目的に利用してはならない。
- 3 管理責任者は、画像データの漏えい、紛失等がないよう必要な措置を講じるとともに、指定した職員以外の者に防犯カメラ及び画像データを取扱わせてはならない。

(画像データの管理)

**第5条** 画像データは、記録装置により記録媒体に記録する。防犯カメラに記録した画像データは、加工、編集等を行わず、記録したままの状態で作成するものとする。

- 2 画像データの記録媒体は、防犯カメラの筐体の施錠等により管理する。
- 3 記録媒体は、次条第2項に定める場合以外には再生しないものとする。
- 4 画像データの保存期間は、概ね7日間とする。
- 5 画像データの保存期間を経過した記録媒体は、再利用し上書きすることにより当該画像データを消去するものとする。
- 6 記録媒体を廃棄する場合は、破砕や裁断等を行い画像データを消去するものとする。

(画像データの再生、外部提供等)

**第6条** 画像データは、管理責任者が事故、犯罪等を確認するため必要があると認める場合に限り、再生するものとする。

- 2 画像データは、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。
  - (1) 法令に基づく請求があった場合
  - (2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合（ただし、捜査機関が画像データの提出を求める場合は、警察署長等からの文書によるものとする。）
  - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - (4) 本人の同意がある場合又は本人へ提供する場合

(指定管理施設の措置)

**第7条** 指定管理施設における防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせるときは、協定等により個人情報の保護に関し十分な措置を講じるよう求めるとともに、この要綱の趣旨を遵守するよう義務付けなければならない。

- 2 前項の規定により、防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を当該指定管理施設に係る指定管理者に行わせる場合には、必要があると認めるときは当該指定管理施設を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理及び運用の状況に関し指定管理者に報告を求めることができる。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市活力部スポーツ振興課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月8日から実施する。

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

この要綱は、令和6年12月1日から実施する。